

第36回鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会競技規則

- 1 本大会は、日本陸上競技連盟・日本パラ陸上競技連盟及び本大会の競技規則に則って運営する。
 - 2 本大会はハーフマラソン・10km・5km・3km・2km・500m・ウォーキングを実施する。
 - 3 各種目のスタート時間は次の通りとする。

①ハーフマラソン	車いす(レーサー)	9:00		
②10km			ランナー	9:10
③5km			ランナー	9:05
④3km			ランナー	9:15
⑤2km	車いす	9:00		
⑥500m	電動車いす	10:50	手動車いす	10:55
⑦ウォーキング		9:10		
 - 4 競技者の招集について
 - ①最終出場確認は、スタート後に用意されたライン通過とする。
 - ②車いす500m及びウォーキングは、スタート時に競技役員が最終出場確認をする。
 - ③スタート時間に遅れた競技者の出場は認めない。
 - 5 競技者は、スタートラインからフィニッシュラインまで、コース内の決められた走路を走行する。
※車いすとランナーが並走する場合は車いすは片側を走り、ランナーが中央線(分離帯)側を走る。
 - 6 競技者は、走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
 - 7 競技者は、競技役員及び警察官の指示に従うこと。また規制時間に達した場合、関門以外でも競技中止を命じる。
 - 8 競技者は、競技役員から競技中止を命じられたときは、直ちに競技を中止しなければならない。
 - 9 関門及びフィニッシュ制限時間を次の通り設ける。
 - ① 車いすハーフマラソンフィニッシュ (制限時間 概10時30分、1km4分ペース)
(関門時間 6.5km 9:26、10km 9:40、12.6km 9:51、15.9km 10:04)
※20kmを10:30以降に通過の競技者が片側二車線道路を走る場合は中央分離帯側を走ること。
 - ② 10kmフィニッシュ (制限時間 概10時25分 1km7分ペース) (関門時間 7.5km 10:10)
 - ③ 5kmフィニッシュ (制限時間 概10時05分 1km10分ペース)
 - ④ 3kmフィニッシュ (制限時間 概9時35分 1km10分ペース)
 - ⑤ 車いす2kmフィニッシュ (制限時間 概9時20分 1km10分ペース)
 - ⑥ 1kmフィニッシュ (制限時間 概10時55分 100m1分30秒ペース)
 - ⑦ 車いす500mフィニッシュ (制限時間 概11時15分 電動100m2分ペース・自走100m5分ペース)**※制限時間を超えて競技役員から中止の指示を受けたら、ただちに競技を中止する。(地域住民の方々やドライバーの理解を得るため生活道路の通行規制時間をできるだけ短縮する。)**
 - ⑧ ウォーキング(3km)フィニッシュ (制限時間 概60分 1分間で50mペース)
- 10 ハーフマラソン、10kmの部においては5kmごと、及びラスト1kmに距離表示を行う。
- 11 給水は次の通りとする。
 - ① ハーフマラソンの部
3,4km、5,1km、9,7km、11,5km、17,0km、19,3km付近に設ける。(スペシャルドリンクは受け付けない)
 - ② 10kmはハーフマラソンの、3,4km、5,1km、9,7km、11,5km付近の給水所を利用してもよい。
 - ③ 5kmはハーフマラソンの、11,5km付近の給水所を利用してもよい。
 - ④ フィニッシュ後は、全員に飲み物を用意する。
 - ⑤ 車いす種目に出場する競技者は、飲食物を携行することができる。
 - ⑥ 競技者は、主催者が用意した場所以外で飲食物を受け取った場合は失格にすることがある。
- 12 車いすハーフマラソンの出場者はヘルメットを着用しなければならない。
- 13 車いす競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員及び警察官等大会関係者による介助のみ受けられるものとする。しかし、競技者に有利になるような介助を受けてはならない。
- 14 競技中における車いすのトラブル(パンク、シャフトの破損等)は、競技者自身が解決するものについてのみ、これを認める。
- 15 やむを得ず、車いすを回収車で運搬する場合には競技役員等の指示に従うこと(運搬拒否をしないこと)。
- 16 車いすハーフマラソンのクラス分けについては、別表のクラス分け表に則って自己申告とする。
- 17 車いす(レーサー)に関する規定
 - ① 車いすは、少なくとも大輪2つ小輪1つからなるものとする。
 - ② 電動及び力学的に有利になるギアやレバーを取り付けることは認めない。
 - ③ ハンドリムは、2つの大輪にそれぞれ1つのみ認める。ただし、大会事務局が、片手駆動のものが必要と認めた場合にはこの限りではない。**※その他詳細は、国際車いす・切断者スポーツ連盟競技規則を満たした車とする。**

18 伴走者に関する規定

障がいのある方で単独走行が困難な方は伴走者を1人付けることができる。
この際に障がいの種別は問わない。

(走行中における伴走者の動き)

- ・いかなる場合も伴走者は競技者を引っ張り、押して前進させるといった推進を助けるようなことをしてはならない。
- ・フィニッシュでは競技者が先にフィニッシュラインを越えなくてはならない。
同時もしくは伴走者が先着した場合は失格とする。

(ガイドロープ)※ランナーが視覚障がい者または盲ろう者の場合に適用

- ・競技者と伴走者はガイドロープを使用しなければならない。
- ・ガイドロープの長さは50cm以内とする。
- ・ガイドロープは手か腕でつながれていなくてはならない。

(人数)

- ・原則同時に走行できるのは1人までとする。
- ・同時に2人の伴走を希望する場合(ランナーが視覚障がい者または盲ろう者の場合に限る)、事前に主催者へ申請すること。主催者への申請がなければ2人同時の走行は認めない。

(途中での交代)

- ・ラン5km、ラン10kmの部で認める。交代地点は各々の折り返し地点でのみ行うこと。
- ・途中での交代を行う場合、事前に主催者に申請すること。主催者への申請がなければ途中での交代は認めない。
- ・交代する伴走者は、道路規制開始の時間までに交代地点へ自力で到着しておくこと。

(公認記録の申請)

- ・公認記録申請ができる種目はハーフマラソンと10kmとする。
- ・同時に伴走者が1人走行し、かつランナーが視覚障がい者である場合のみ申請できる。
さらに競技規則を遵守している事を必須とする。
- ・同時に伴走者が2人走行する場合は申請できない。